

令和6年度 第2回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和6年10月25日（金）午後3時～
市川市役所 第2庁舎 4階 大会議室

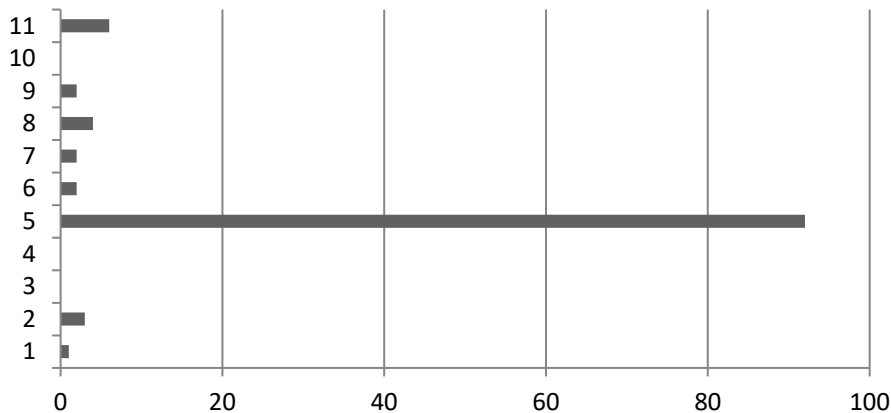
次 第

- 1 教育委員会挨拶
- 2 審議会会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 令和6年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について（中間報告）
 - (2) 令和7年度 新入生に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について（報告）
- 4 その他

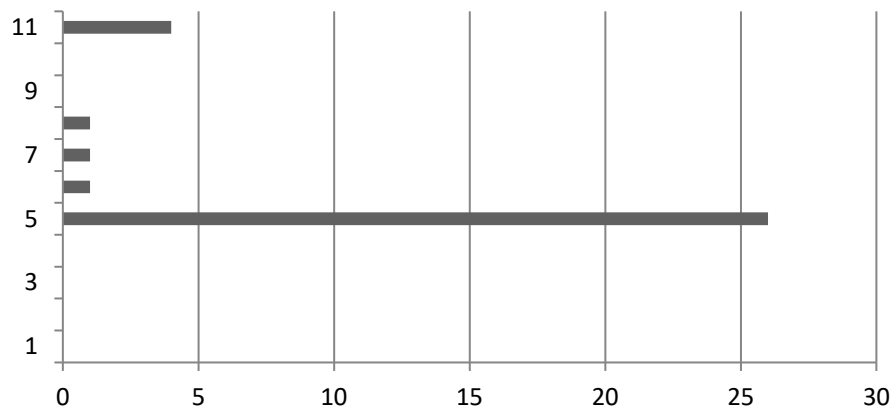
令和6年度 在学年児童生徒 指定学校変更申請理由表 R6.10.1現在

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1. 心身の疾病	1	0.9	0	0
2. 通学経路	3	2.7	0	0
3. 両親の就労	0	0	0	0
4. 学区変更	0	0	0	0
5. 従前の学校	92	82.1	26	78.8
6. 事前転入	2	1.8	1	3.0
7. 友人関係	2	1.8	1	3.0
8. 距離が近い	4	3.6	1	3.0
9. 兄弟姉妹	2	1.8	0	0
10. 義務教育学校希望	0	0	0	0
11. その他	6	5.4	4	12.1
合計	112	100.0	33	100.0
市内全体	21,807	0.5	9,316	0.4

小学校(人)



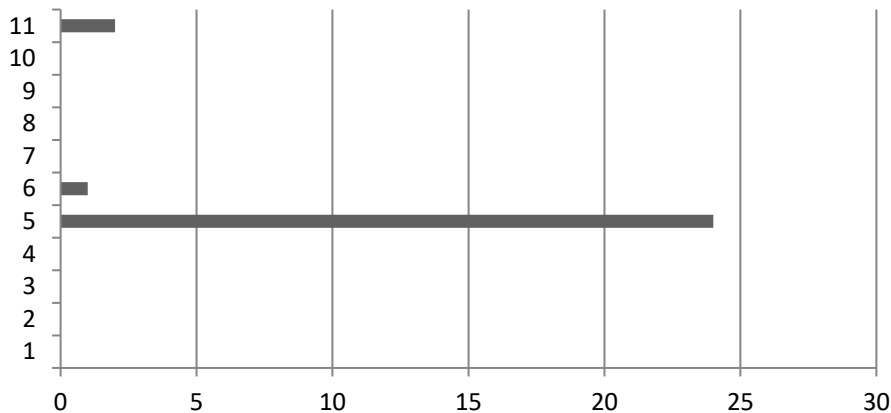
中学校(人)



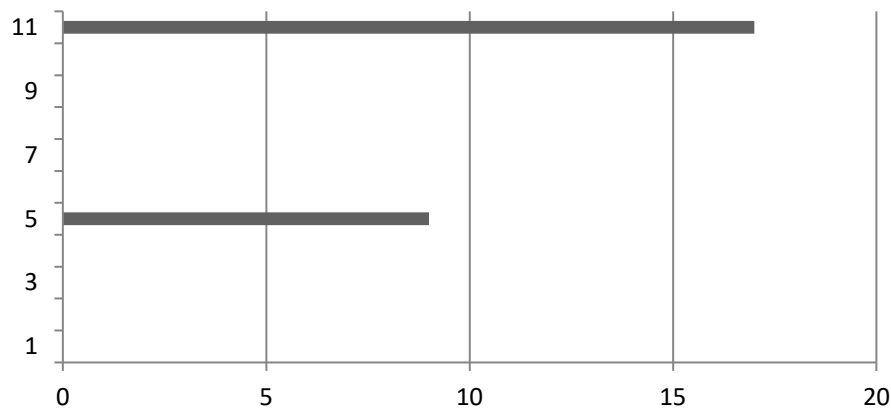
令和6年度 在学年児童生徒 区域外就学申請理由表 R6.10.1現在

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1. 心身の疾病	0	0	0	0
2. 通学経路	0	0	0	0
3. 両親の就労	0	0	0	0
4. 学区変更	0	0	0	0
5. 従前の学校	24	88.9	9	34.6
6. 事前転入	1	3.7	0	0
7. 友人関係	0	0	0	0
8. 距離が近い	0	0	0	0
9. 兄弟姉妹	0	0	0	0
10. 義務教育学校希望	0	0	0	0
11. その他	2	7.4	17	65.4
合計	27	100.0	26	100.0
市内全体	21,807	0.1	9,316	0.3

小学校(人)



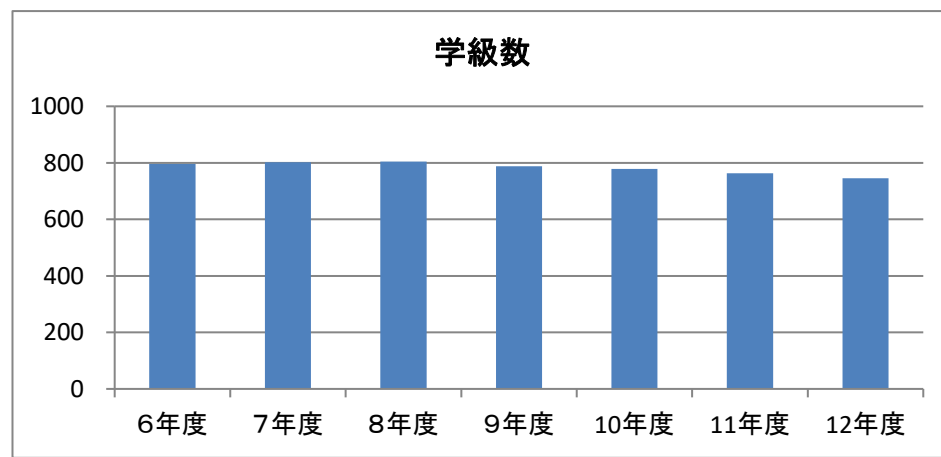
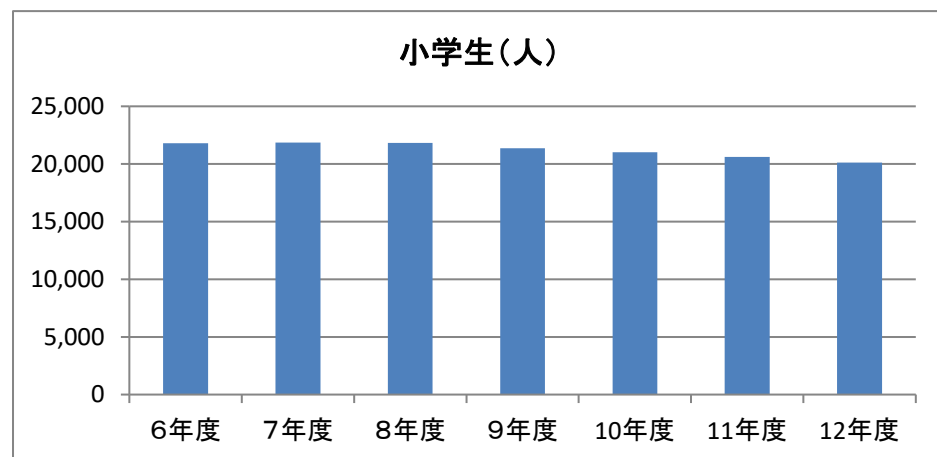
中学校(人)



令和6年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童生徒数と学級数の推計

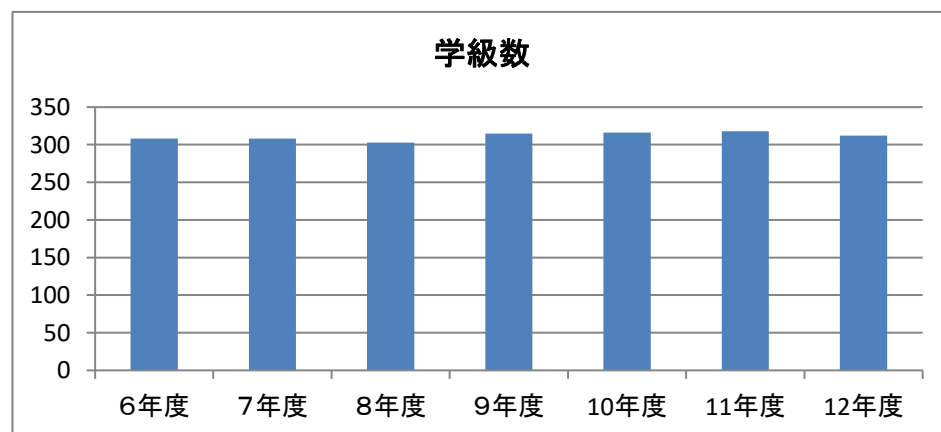
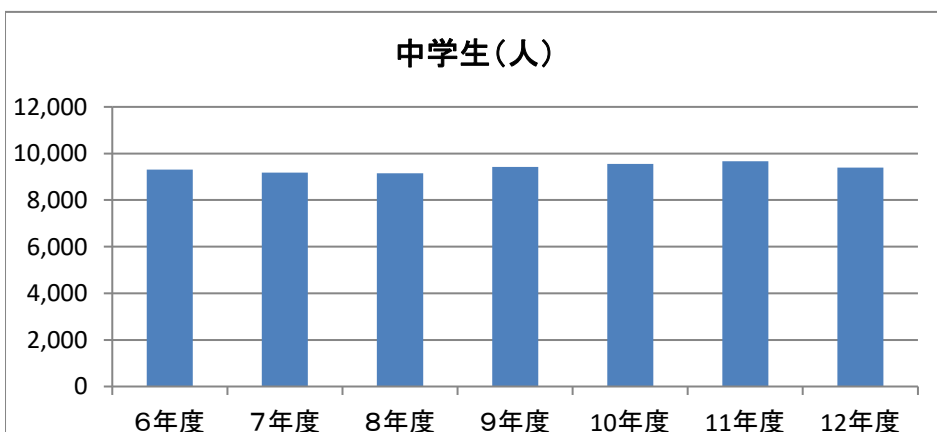
年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
小学生(人)	21,808	21,868	21,819	21,362	21,029	20,623	20,126
減少率(%)	100.0%	100.3%	100.1%	98.0%	96.4%	94.6%	92.3%

年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
学級数	796	802	804	788	778	763	746
減少率(%)	100.0%	100.8%	101.0%	99.0%	97.7%	95.9%	93.7%



年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
中学生(人)	9,316	9,183	9,149	9,427	9,559	9,664	9,395
減少率(%)	100.0%	98.6%	98.2%	101.2%	102.6%	103.7%	100.8%

年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
学級数	308	308	303	315	316	318	312
減少率(%)	100.0%	100.0%	98.4%	102.3%	102.6%	103.2%	101.3%



児童生徒増減数の学校の状況と指定学校変更の制限の予定(令和6年5月1日現在)

学級編制の基準となる人数

	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
R6年度	35	35	35	35	35	38	35	38	38
R7年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38
R8年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38
R9年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38
R10年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38
R11年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38

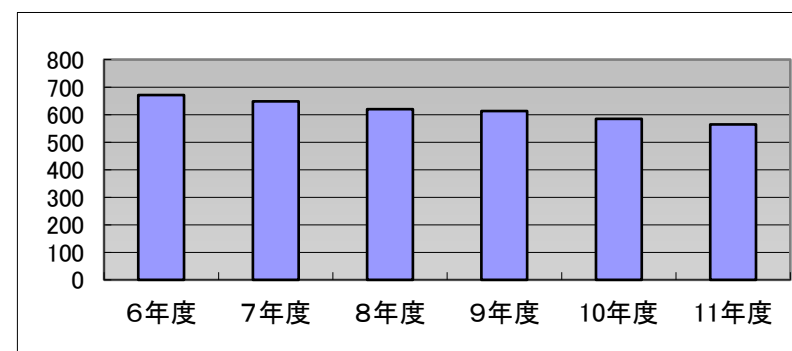
文部科学省による学級編制基準
 千葉県による弾力的運用の対象人数

市川小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄弟》

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	671	648	620	613	584	564
学級数	23	22	21	20	19	19

※ 教室不足のため兄弟制限継続(今後建て替え予定)

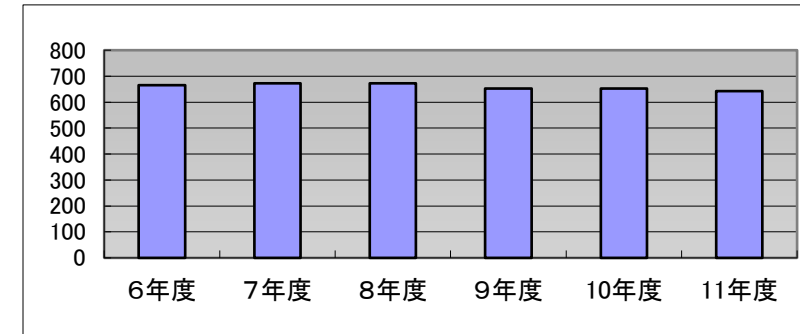


八幡小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	665	673	673	653	652	642
学級数	21	21	21	21	21	20

※ 学区内人口増加と教室不足のため制限継続

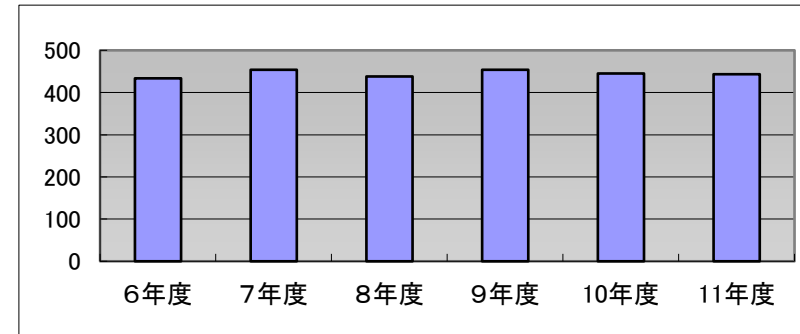


宮田小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	434	454	438	454	445	443
学級数	16	17	17	18	17	16

※ 学区内人口増加と教室不足のため制限後続(今後建て替え予定)

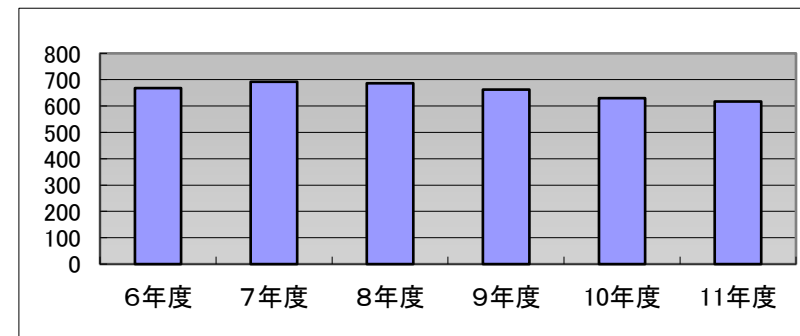


富貴島小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	668	692	687	662	630	617
学級数	23	24	24	23	22	22

※ 学区内人口増加と教室不足のため制限継続

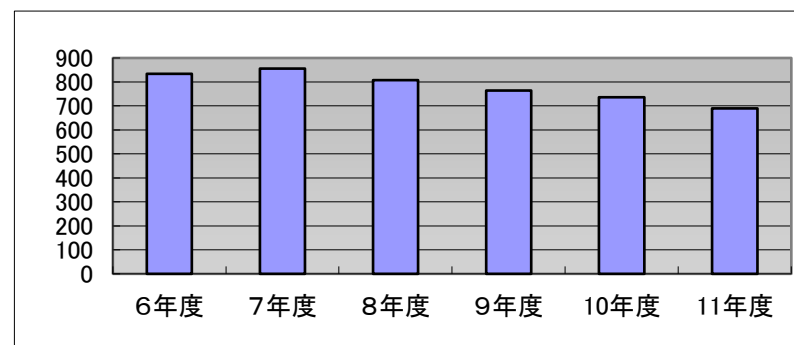


鬼高小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校<<兄弟>>

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	834	855	807	765	736	690
学級数	28	29	28	26	25	23

※学区内人口増加と教室不足のため兄弟制限継続

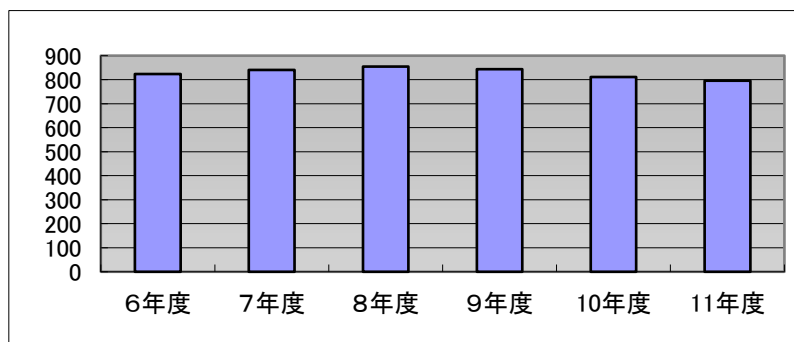


信篤小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校<<兄弟>>

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	823	840	855	844	811	796
学級数	26	27	27	26	25	25

※学区内人口増加と教室不足のため兄弟制限開始

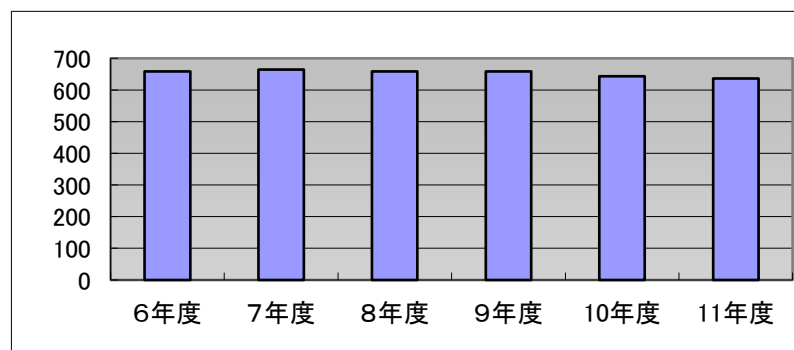


新浜小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校<<兄弟>>

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	659	664	658	658	643	636
学級数	22	23	23	23	22	22

※教室不足のため兄弟制限継続

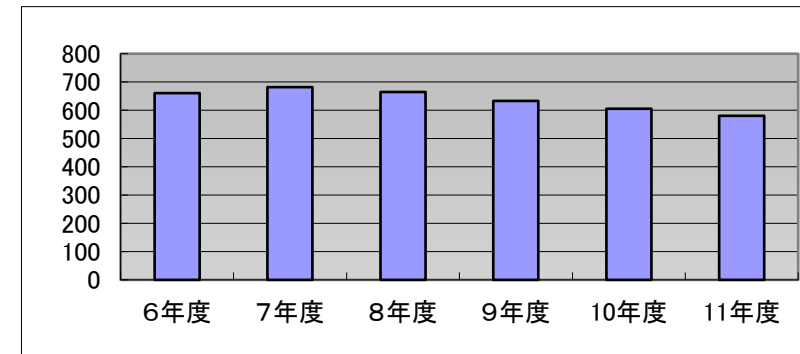


大和田小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校<<兄弟>>
<<距離>>

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	661	682	665	633	605	581
学級数	21	22	22	21	20	19

※ 学区内人口増加と教室不足のため兄弟制限と距離制限継続

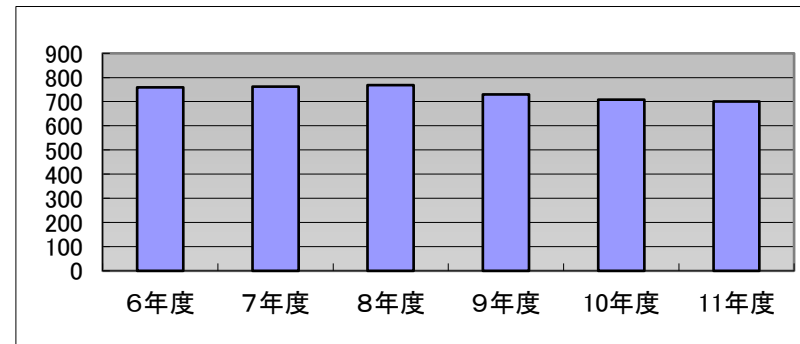


妙典小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	759	763	768	730	708	701
学級数	25	25	25	24	24	24

※ 教室不足のため制限継続

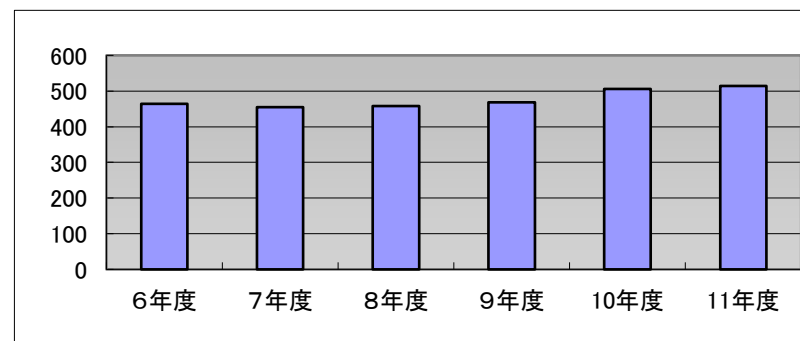


第一中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校解除

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	464	455	458	468	506	514
学級数	14	14	14	15	15	15

※ 学区内人口安定と教室不足解消により制限校解除

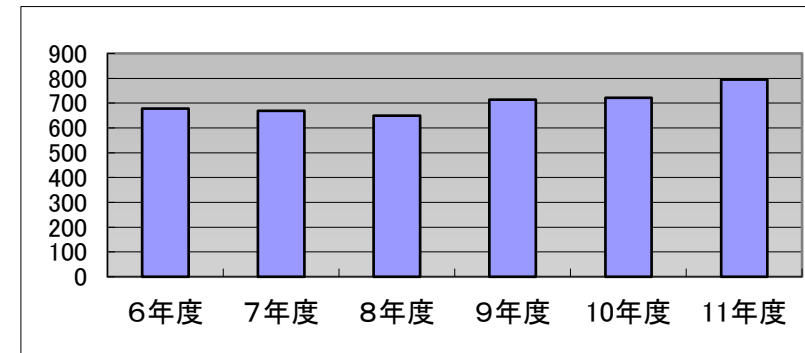


第二中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	678	669	650	714	721	795
学級数	20	19	19	22	21	23

※ 学区内人口増加傾向と教室不足により制限継続

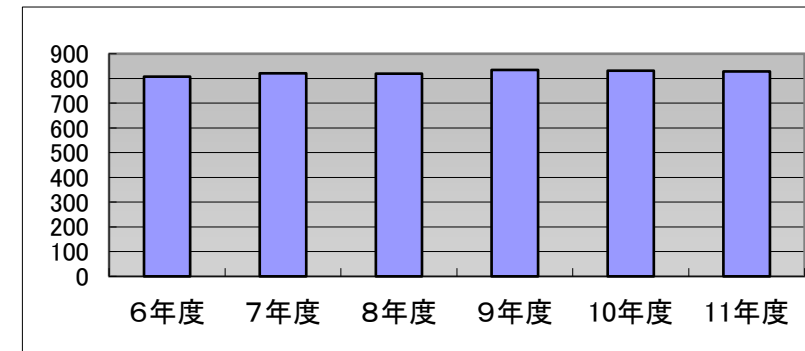


第三中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	807	821	819	835	832	828
学級数	23	24	24	25	24	24

※ 学区内人口増加と教室不足により制限継続

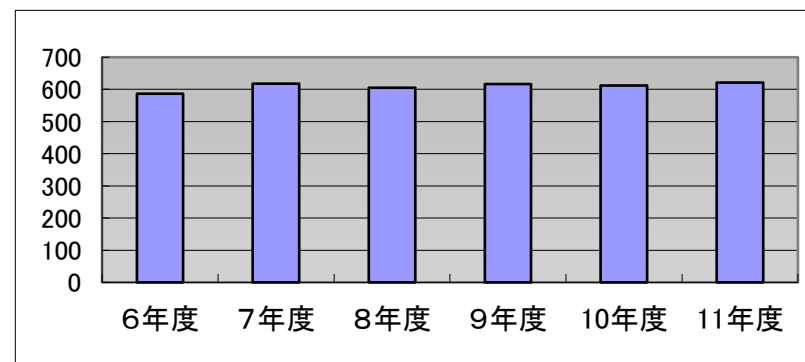


第四中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	586	618	605	617	612	621
学級数	17	19	18	18	18	18

※ 学区内人口増加と教室不足により制限継続

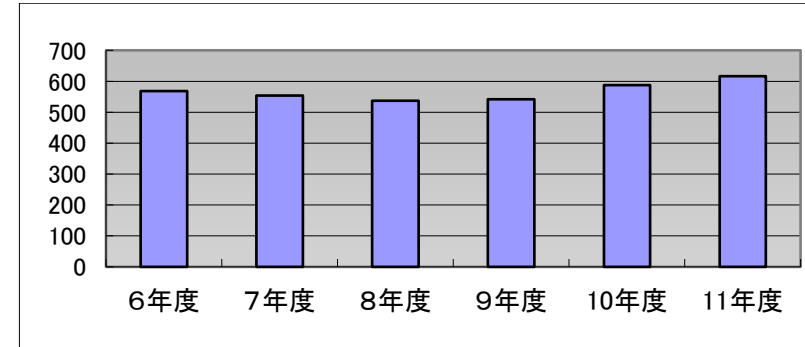


第六中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	568	554	537	542	588	616
学級数	17	16	16	17	17	18

※ 教室不足により制限継続

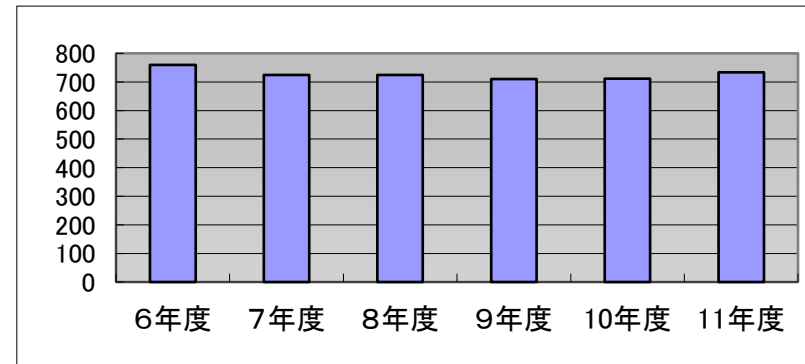


福栄中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	760	724	725	710	711	733
学級数	21	21	21	21	21	21

※ 教室不足により制限継続

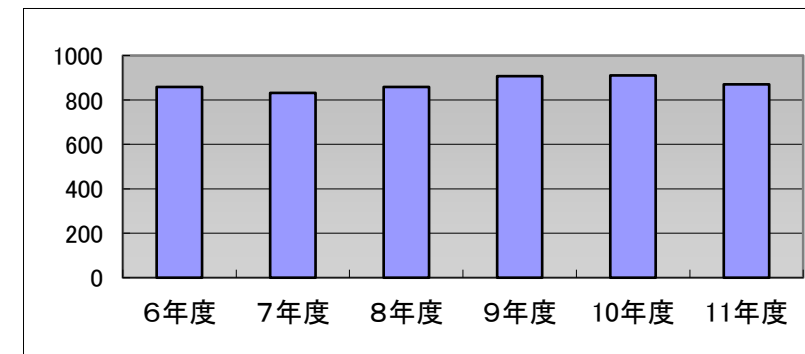


妙典中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	858	832	858	907	910	870
学級数	25	24	24	26	27	25

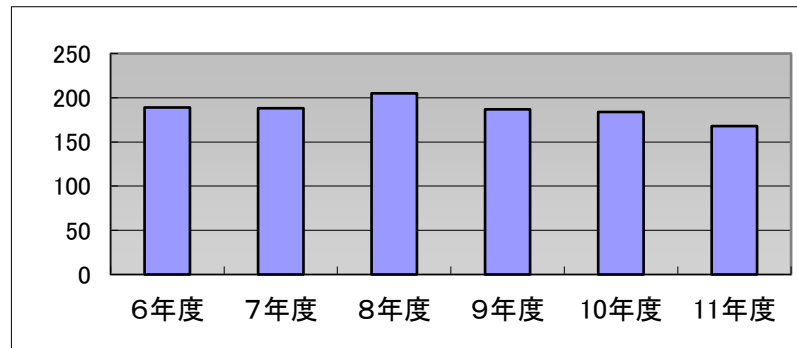
※ 学区内人口増加と教室不足により制限継続



塩浜学園(前期)の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	189	188	205	187	184	168
学級数	8	8	9	8	8	7

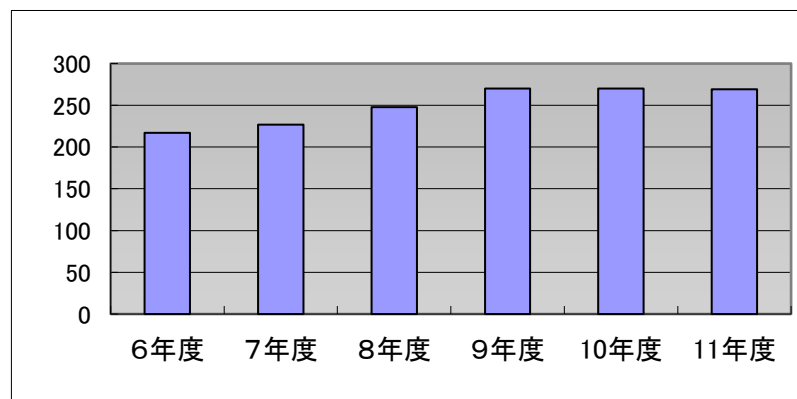
※ 教室不足により制限継続



塩浜学園(後期)の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

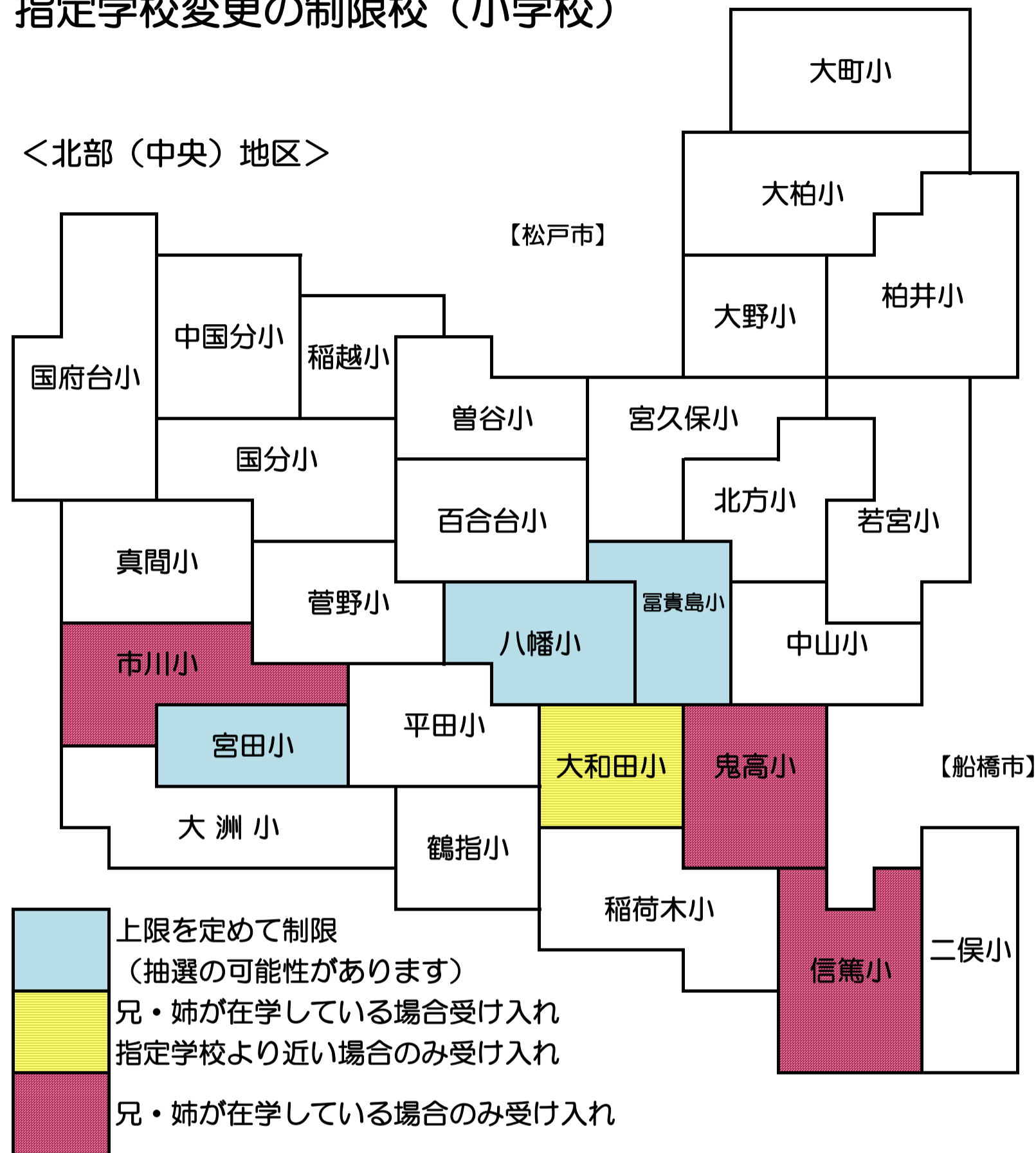
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全校	217	227	248	270	270	269
学級数	9	7	8	9	9	9

※ 学区内人口増加と教室不足により制限継続

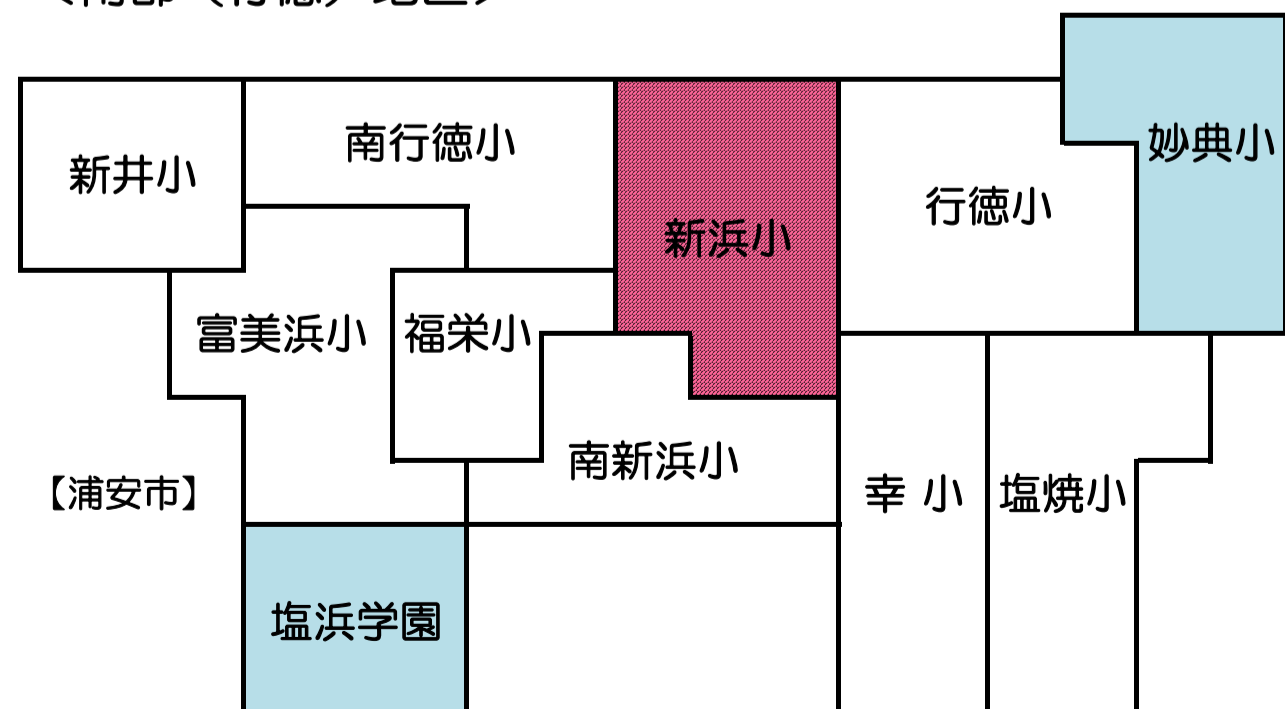


令和7年度 新入学
指定学校変更の制限校（小学校）

<北部（中央）地区>

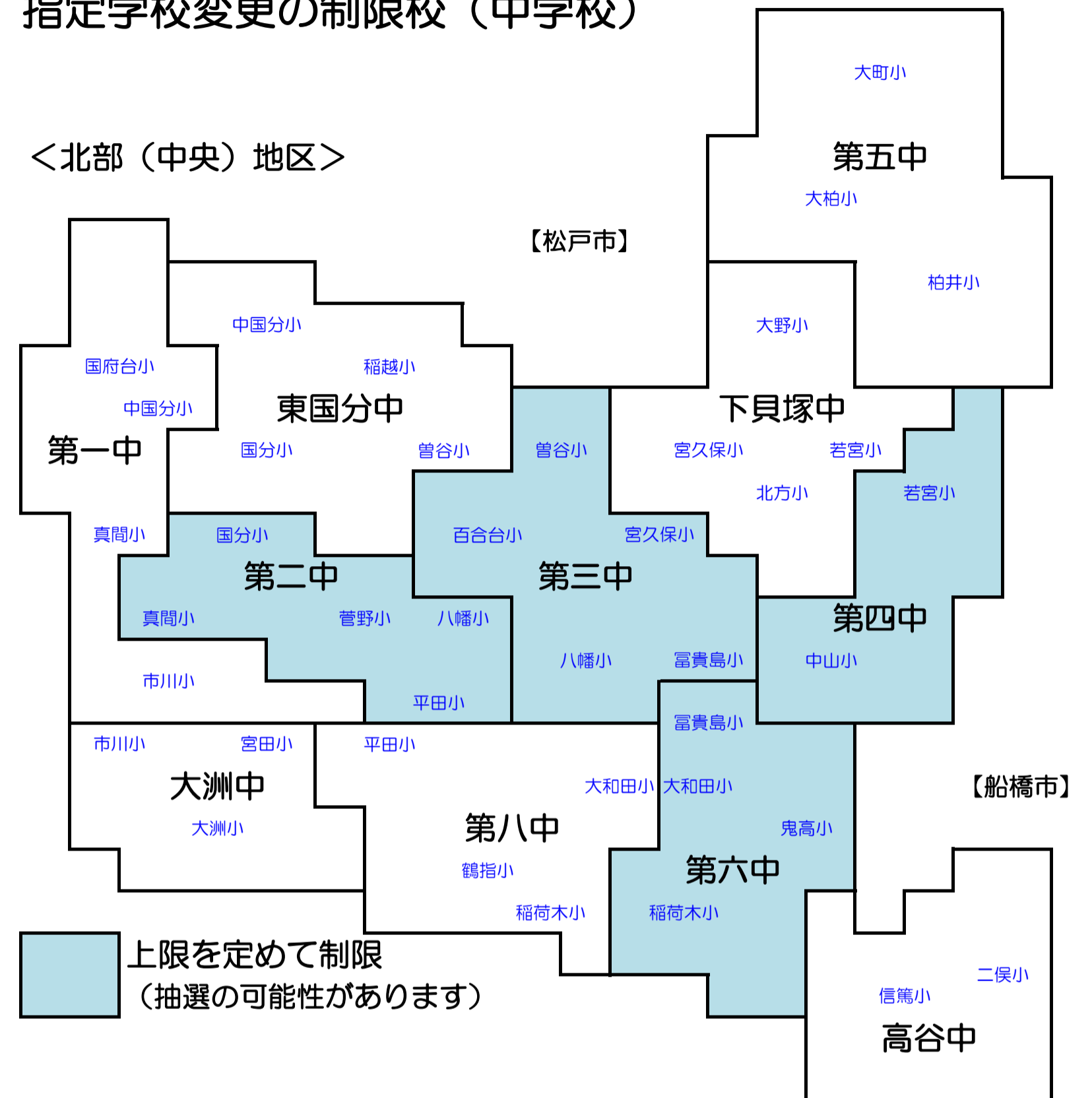


<南部（行徳）地区>



令和7年度 新入学
指定学校変更の制限校（中学校）

<北部（中央）地区>



<南部（行徳）地区>



保護者の皆様へ

1. 市川市の公立学校では、居住する住所により通学する学校を定めております。入学通知書に記載されている「指定学校名」をご確認ください。転居をした場合は、転居先の指定学校に入学していただくこととなります。
2. 私立又は国立等の小・中学校に入学が決定した場合は、入学する学校が発行する「承諾書」又は「入学許可書」（コピー可）と本通知書を速やかに義務教育課までお届けください。（郵送可）
3. 指定された学校に通学することが原則ですが、やむを得ない理由等があり、指定学校以外の市川市立小・中・義務教育学校への通学を希望する場合は、まず、変更許可基準（市公式ウェブサイト参照）をご確認ください。その上で、指定学校変更の申請を期間内に必ず行ってください。（本通知書を持参すること）

(1)受付期間

平日 11月5日(火)～11月15日(金) 午前9時～午後5時
申請場所 市川市教育委員会 義務教育課 市川市役所第2庁舎4階
土曜日 午前10時～午後3時 ※時刻にご注意ください。
11月 9日(土)【南行徳市民談話室 3階 集会室5】
11月16日(土)【教育委員会 市川市役所第2庁舎4階 会議室】

※9日(土)は南行徳市民談話室のみの受付(市川市役所第2庁舎は閉庁)

※指定学校の変更申請は、市川市役所第1庁舎や行徳支所の市民課窓口等では受け付けていません。

※申請の許可は先着順ではありません。受付期間の前半と土曜日は混雑が予想されます。

※指定学校変更手続きの一部を、郵送で受け付けいたします。

詳しくは裏面をご覧ください。

(2)令和7年度新入学 指定学校変更制限校について

①上限を設定し、超えた場合は抽選を行う学校

- ・八幡小学校 ・宮田小学校 ・富貴島小学校 ・妙典小学校
- ・第二中学校 ・第三中学校 ・第四中学校 ・第六中学校
- ・福栄中学校 ・妙典中学校 ・塩浜学園（前期・後期）

※小学校4校、中学校6校、義務教育学校1校

②入学時に兄・姉が在籍している場合のみ指定学校の変更が可能な学校

- ・市川小学校 ・鬼高小学校 ・信篤小学校 ・新浜小学校

※小学校4校

③②入学時に兄・姉が在籍している場合 又は ①指定学校より近い場合(学校と自宅との直線距離で比較)のみ指定学校の変更が可能な学校(①は若干名の予定で希望者が上限を超えた場合は抽選)

- ・大和田小学校 ※小学校1校 ※測定は教育委員会で行います。

裏面も必ずご確認ください。

表① 案内

入学 通 知 書

下記により指定された学校へ入学されるよう通知します。

No.

児童生徒氏名：

生 年 月 日：

指 定 学 校 名：

入 学 式 日 時：

※入学式当日は、筆記用具と上履きをご持参のうえ、
学校が通知した時間までに受付を済ませてくだ
さい。

表② 入学先

◎郵送での申請受付について

次の理由での申請に限り、郵送での申請を受け付けます。これら以外の理由での申請は、窓口申請となります。

- ・ 希望する学校が指定された学校より近いため（隣接する学区の学校への通学を希望する場合に限る）
- ・ 義務教育学校等への通学を希望するため

◎郵送申請を希望される場合は、以下の URL で手順をご確認ください。
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu06/1111000083.html>)

スマートフォン等からアクセスする場合は、こちらをお使いください。（環境によっては読み取れない場合があります。）



(注意点)

居住実態の伴わない住民票の異動や入学後に元の住所に戻した場合は無効とし、居住地のある学区の学校に転校していただくことや、調査後、指定学校の変更を承認しないなどの対応をとることがありますのでご注意ください。

4. 指定学校を変更した場合など、入学説明会の日程が分からない場合は、直接学校へお問い合わせください。

5. 世帯主（宛名）と保護者が異なる場合（例：世帯主は祖父で保護者は父などの場合）は、義務教育課までご連絡ください。

※その他入学に関する詳細は市公式ウェブサイトをご覧ください。

【令和7年4月から放課後保育クラブを利用希望の方へ】

保育クラブの入所申請期間は、令和6年11月5日(火)～12月8日(日)です。

右のQRコードよりオンライン申請を行ってください。
(青少年育成課：047-383-9419)



➡この部分から矢印方向にゆっくりとねいにはがしてください。

裏① 案内

指定学校変更許可基準（小学生用・令和5年度～令和7年度）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで *通常は1年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため *隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため <u>(注)</u>	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学 <u>(注)</u> ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等
7	友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 (仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く) ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る *教育委員会にて協議を行う場合がある。 <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
8	希望する学校が指定された学校より近い *希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
9	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
10	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
11	その他	事由解消まで	適宜

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
 2. 原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
 3. 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
 4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
 5. この基準は令和5年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。
- *令和8年度より、「7. 友人関係等の特別な理由によるため」は削除いたします。(小学生用)

指定学校変更許可基準（小学生用・令和8年度より）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで *通常は1年	医師の診断書 等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため *隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る (注)	卒業まで	適宜
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため (注)	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学 (注) ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等
7	希望する学校が指定された学校より近い ため *希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。

○市川南二丁目8番については、原則として大洲小学校を学区とする。(但し、1・3・5・6・8は除く)

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
2. 原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
3. 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
5. この基準は令和8年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

指定学校変更許可基準（中学生用・令和5年度より）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで *通常は1年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜
3	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
4	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、 または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明 するもの等
6	友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 (仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く) *教育委員会にて協議を行う場合がある	卒業まで	適宜
7	希望する学校が指定された学校より近い ため *希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたい ため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望する ため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

○市川南二丁目8番については、原則として大洲中学校を学区とする。(但し、1・4・5・8は除く)

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
2. 事由4、5を除き、原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
3. 生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
5. この基準は令和5年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。